

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国・地域別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解							国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄		
												[A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]							[a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]				内閣府コメント	内閣府整理
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等					
199	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム(富山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする富山型デイサービスでは、職員の負担が大いことから、報酬上、「地域共生加算(仮称)」の新設を求める。	1回目	厚生労働省老健局振興課社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	介護保険法障害者総合支援法	C		介護報酬等は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を経て決定されるものであり、特区制度による財政支援措置としては対応できない。		c	・近年、富山型デイ事業所では、障害者(児)の利用ニーズが増加しており、それが介護保険サービスと基準該当障害福祉サービスの報酬差から事業所運営を不安定にしている。このまま地域のニーズに対応すれば、サービス提供が成り立たなくなる懸念があり、現在、国や本県が目指している「地域共生社会の実現」が極めて重要となる。そこで、障害福祉サービスの報酬や介護報酬において地域共生加算(仮称)を創設することにより、富山型デイ事業所の運営安定化だけでなく、富山型デイに取り組む高齢者デイ事業者の拡大を図るべきと考える。 ・地域共生加算(仮称)は、介護保険サービス利用者及び共生型サービスから受ける効用について応分の負担をする提案であると同時に、障害福祉サービス(生活介護)の利用者が65歳になって介護保険サービス(通所介護)を利用する場合でも、障害福祉サービスを利用し続ける場合でも、報酬に差が生じることがないようにするという制度間のギャップを埋めようとする提案でもあることから、特区にこだわったものではなく、むしろ全国展開が望ましいものとする。 ・総合特区制度は、地域資源を最大限活用し、地域力の向上を図るために政策パッケージ(規制の特例措置や財政支援措置等)を講じるものであることから、特区制度を活かした支援措置について前向きに検討された。	厚生労働省から、介護報酬等は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を経て決定されるものであり、特区制度による財政支援措置としては対応できない、と回答されているところである。	IV			
											2回目			C	「地域共生社会」を実現していくことは重要であるが、介護報酬等は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を経て決定されるものであり、特区制度による財政支援措置としては対応できない。 なお、厚生労働省としては、一徳総活躍プラン等(※)を踏まえ、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」と転換していくため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し(第1回開催:平成28年7月15日(金))、平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定に向けて、部局横断的に幅広く検討を行っているところである。 (※)一徳総活躍プランにおける地域共生社会の実現関連部分 ・支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進める ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする	総合特区制度は、地域資源を最大限活用し、地域力の向上を図るために政策パッケージ(規制の特例措置や財政支援措置等)を講じるものであることから、特区制度を活かした支援措置について前向きに検討された。 なお、去る7月、国において「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、本県提案の富山型デイ事業所の安定運営についても、平成29年の介護保険法改正や、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定を見据えて検討することであるから、検討の結果、本提案が実質的に実現する場合には、厚生労働省の見解を了解したいが、現時点では、当該検討の状況を踏まえた上で協議を継続することとした。	厚生労働省からは「地域共生社会」を実現していくことは重要であるが、特区制度による財政支援措置としては対応できないこと、一方で「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定に向けて、部局横断的に幅広く検討を行っているところであるとの回答が示された。	これに対して富山県は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置により、富山県が提案する介護保険法改正や介護・障害福祉の報酬改定が実質的に実現するまでは、特区制度を活かした支援措置として対応することについて、前向きに検討することを求めており、これについて、今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了するが、厚生労働省は今後、富山県から再度提案があった場合は、同本部における検討状況を踏まえた上で、特区側と協議を行うこと。						
200	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム(富山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	基準該当障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合でも、「食事提供体制加算」を除いて加算が算定されない。 特に、基準該当事業所における「送迎加算」については、国と地方の協議等により、平成24年度に算定対象となった経緯があるが、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域により算定基準に格差が生じているとして、都道府県の独自基準による取扱いを廃止されたところである。 質の高いサービスを提供するためには報酬上評価される仕組みが不可欠なことから、指定障害福祉サービスで適用される加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	1回目	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		基準該当障害福祉サービスについては、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていても、介護保険事業等の人員基準、設備基準等を満たしている場合に、市町村の数量で、障害福祉サービスの実施を可能とする特例的な性格を持つものである。 一方、報酬の加算は、指定障害福祉サービスとしての基準を満たした上で、追加の支援や質の高いサービスを提供する事業者を上乗せで評価するものであり、基準該当障害福祉サービスに対して加算を行うことは適当ではない。また、基準該当障害福祉サービスについては、定員超過の場合や人員欠如の場合の減算も行わないこととしており、それにより、指定障害福祉サービスとの公平性を確保している。 また、報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的に加算を算定できるようにする取扱いは適当ではない。	d	・富山型デイ事業所は、基準該当事業所ではあるものの、介護保険サービスの指定事業所であることから、介護保険法において都道府県知事等に一定の権限が付与されており、サービスの質の確保や虐待防止対策の面で指定障害福祉サービス事業所と同様の措置を実施している事業所もあり、指定障害福祉サービス事業所と同様に評価されるべきである。 ・このため、一定の要件(サービス管理責任者の配置、利用者の個別支援計画の作成)を満たす富山型デイサービス(基準該当事業所)については、障害福祉サービスの指定事業所と同様に取扱うような規制緩和措置について検討いただきたい。	厚生労働省からは、基準を満たしていない特例的な「基準該当」の障害福祉サービスと、基準を満たし、「指定」を受けている障害福祉サービスとで、同じように加算を認めることは、適当ではなく、また報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的な加算を算定できるような取扱いは適当ではない、と回答されているところである。	IV				
											2回目							このように富山県は、富山型デイ事業所は、基準該当障害福祉サービス事業所ではあるものの、介護保険サービスの指定事業所であり、サービスの質の確保や虐待防止対策の面で指定障害福祉サービス事業所と同様の措置を実施している事業所もあり、指定障害福祉サービス事業所と同様に評価されるべきであるとの見解であることから、基準該当サービスへの加算を求めるとともに、基準該当事業所を指定事業所と同様に取扱うような規制緩和措置の検討を求めている。 このような報酬の加算、規制緩和措置について、その必要性や妥当性を示す根拠等について更なる協議を行う必要があるが、これについて、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。						